

⑥地方分権改革について

○ 土地区画整理事業における区域内の建築行為等の許可に必要な施行者への意見照会に係る取扱いについて

- 土地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請（土地区画整理法第76条第1項）に係る施行者への意見聴取（同法第76条第2項）については、許可権者である都道府県知事等（地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例の条例により町村に権限移譲された場合においては当該町村長）は、施行者の意見を聴かなければならないとされているところ。
- 当該審査事務の運用については、許可申請者の負担軽減のため、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であるので参考にされたい。

【参照条文】

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

（建築行為等の制限）

第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。（略）

2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。